

国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議の設置について

1. 会議の名称

「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」とする。

2. 設置目的

国際海上コンテナは、効率的な海陸複合一貫輸送が可能であることから、現在、国際物流の中心的地位を占めており、また我が国の物流においても、その重要性はますます高まっている。しかしながら、コンテナの自動車運送を巡っては、横転事故をはじめとする重大な事故が継続して発生しており、これらの事故については、速度超過等の貨物自動車の不適切な運転だけでなく、封印状態で多数の関係者が関わって運送される国際海上コンテナ運送の特殊性により、貨物自動車の運転者がコンテナ内の貨物の情報を十分に把握しえないことが要因として考えられている。

本会議は、国際海上コンテナの特殊性を踏まえた安全対策を推進するため、関係者間における情報共有・意見交換を行うとともに、関係者間の協力によって進める取り組みの検討・実施・フォローアップを目的として設置するものである。

3. 出席者

必要に応じて関係する者の出席を求めることができる。

4. 議事等の公開

- (1) 会議の開催については公開する。また、その議事概要については、出席者の了承を得た後、公開する。
- (2) 会議の議事詳細及び配付資料は、非公開とする。